

税理士試験 / 要点整理シリーズ〔追録〕

平成19年度

改正税法案早わかり

中央経済社

《ま え が き》

平成19年版 改正税法案早わかり

平成19年度改正のポイント利用方法

この「平成19年度改正税法案早わかり」は、税理士試験受験者のために、改正法項目を表欄形式により整理したのですが、ご利用にあたっては以下の点にご注意ください。

- (1) 政令・省令事項改正内容の詳細は、受験雑誌等の続報記事にてご確認ください。
- (2) 本文中の項目には、税理士試験の受験勉強の便のため、以下のような区分で、「改正の概要」「重要度」を表示しかつ特に重要だと思われる点には「出題の可能性と理由」をつけ加えました。

.....重要な学習項目

.....学習しておくべき項目

.....受験上無視してもよい項目

* 平成19年4月16日現在施行の法令等にもとづいて作成しています。

平成19年度税制改正は、「現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現すること」を目的として、そのあるべき税制の構築に向けたその主な内容は「減価償却制度、中小企業関係税制、住宅・土地税制、組織再編税制、信託税制、納税環境整備等」を基本的内容としている。

以下、平成19年度税制改正のうち今年度の試験に関係する事項を中心に図表で示すこととする。なお、信託に関する改正部分は、信託法（平成18年12月25日法律第108号）の施行の日とされていることから今年度の試験範囲に含まれないので記載を省略した。

1 減価償却制度（法人税法・所得税法）

重要度	項目	法令	改正内容のあらまし	適用関係
減価償却制度				
◎	償却方法の改正 (所・法)	法令48条～63条の2 所令120条～136条の2	1 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産 (1) 償却可能限度額（取得価額の95%相当額）及び残存価額の廃止し、減価償却方法を次のとおりとする。 イ 定額法 当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。 取得価額×定額法の償却率 ロ 定率法 当該減価償却資産の取得価額（既にした償却の額で各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で減額するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（当該計算した金額が償却保証額に満たない場合には、改定取得価額にその償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた改定償却率を乗じて計算した金額）を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。	19.4.1 以後 取得分

		<p>① (取得価額-既償却額)×定率法の償却率</p> <p>② (取得価額-既償却額) ×償却保証率</p> <p>③ 償却限度額 (償却費)</p> <p>①≥② ①</p> <p>①<② 改訂取得価額×改訂償却率</p> <p>ハ 生産高比例法</p> <p>当該鉱業用減価償却資産の取得価額を当該資産の耐用年数(当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数)の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に当該事業年度における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。</p> <p>ニ リース期間定額法</p> <p>当該リース資産の取得価額(当該取得価額に残価保証額に相当する金額が含まれている場合には、当該取得価額から当該残価保証額を控除した金額)を当該リース資産のリース期間(当該リース資産がリース期間の中途において適格合併等以外の事由により移転を受けたものである場合には、当該移転の日以後の期間に限る。)の月数で除して計算した金額に当該事業年度における当該リース期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。</p> <p>(2) 耐用年数経過時点で 1 円の備忘価額まで償却を認める。</p> <p>(取得価額-1 円)×(前事業年度末の償却累計額+当該事業年度の償却限度額)となる事業年度又は年の減価償却費</p> <p>(取得価額-1 円)-前事業年度末の償却累計額=償却限度額 (償却額)</p> <p>2 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産</p>	
--	--	--	--

			イ 改正前法人税法施行令及び所得税法施行令により計算 ロ 前事業年度末において償却可能限度額に達している減価償却資産 (取得価額-95%相当額)×月数÷60 (個人は1/5)	19.3.31 以前 取得分
△	法定耐用年数の見直し (所・法)	耐用年数 省令別表 第2	フラットパネルディスプレイ製造設備 5年 フラットパネル用フィルム材料製造設備 5年 半導体用フォトレジスト製造設備 5年	19.4.1 以後 適用

2 中小企業関係税制 (所得税法・法人税法・相続税法)

△	エンジェル税制 (所)	措法 37 条 の 13 の 3	特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用要件の緩和と 2 年間延長	継続
○	留保金課税 (法)	法 67 条, 措法 81 条 の 13	特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象から資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である会社を除外	19.4.1 以後 開始事業年度
◎	役員給与の損金不算入 (法)	法 35 条, 72 条	特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、適用除外基準である基準所得金額を 800 万円から 1, 600 万円に引上げ	19.4.1 以後 開始事業年度
○	取引相場のない株式に係る相続時精算課税制度の創設 (相)	措法 70 条 の 3 の 3	推定相続人の一人が、平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、次の要件を満たすときに限り、60 歳以上の親からの贈与について相続時精算課税制度の適用を選択することができることとするとともに、当該株式等の贈与については同制度の特別控除額を 3, 000 万円とする。	19.1.1 以後 の相続、遺贈 に適用

3 組織再編 (法人税法)

○	三角合併等 (法)	法 2 条, 61 条の 2	1 合併、分割又は株式交換 (以下「合併等」という。) について、その適格要件のうち合併等の対価に、合併親法人等 (合併法人等の発行済株式の全部を保有する法人をいう。) の株式以外の資産が交付されない場合の当該合併親法人等の株式を加える。 2 被合併法人等の株主について、その被合併法人等の株式の譲渡損益の計上を繰り延べる要件のう	19.5.1 以後 の合併等に 適用
---	-----------	-------------------	--	--------------------------

			<p>ち合併等の対価に、合併法人等の発行済株式の全部を保有する法人の株式以外の資産が交付されなかった場合の当該法人の株式を加える。</p> <p>3 法人が自己を合併法人等とする適格合併、適格分割又は適格株式交換により交付した合併親法人等の株式の譲渡対価は、その直前の帳簿価額とするとともに、法人が、合併等の対価として親法人株式（当該法人の発行済株式の全部を保有する法人の株式をいう。）を交付する場合において、その合併等に係る契約日に当該親法人株式を保有するとき等は、その日等において、当該親法人株式をその日の価額で譲渡し、かつ、その価額で取得したものとみなす。</p>	
--	--	--	---	--

4 棚卸資産（法人税法）

○	短期売買商品の評価（法）	法 61 条	<p>1 法人が短期売買商品の譲渡をした場合の譲渡損益はその譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>2 法人が事業年度末に有する短期売買商品の評価額は時価法により評価した金額とし、その評価益又は評価損を当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p>	19.4.1 以後開始事業年度から適用
---	--------------	--------	--	---------------------

5 金融・証券税制（所得税法）

◎	上場株式等の軽減税率（所）	措法 9 条の 3, 37 条の 11, 37 条の 11 の 4	上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例について、その適用期限を 1 年延長	継続
○	合併に伴う株式等の譲渡所得（所）	措法 37 条の 10	法人の株主等である個人が、その法人の合併等（合併法人又は合併法人の発行済株式の全部を保有する法人のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされたもの等に限る。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちみなし配当の対象となる金額を除いて、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして分離課税の規定を適用	19.5.1 以後の合併に適用

6 土地・住宅税制（所得税法）

○	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設（所）	措法 41 条	<p>住宅の取得等をして平成 19 年又は平成 20 年に居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、改正前の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額、適用年及び控除率については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="694 763 1085 1021"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>年末残高</th> <th>控除年・控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19 年</td> <td>15 年間</td> <td>2,500 万円以下の部分</td> <td>1 年目から 10 年目まで 0.6% 11 年目から 15 年目まで 0.4%</td> </tr> <tr> <td>20 年</td> <td>同上</td> <td>2,000 万円以下の部分</td> <td>目まで 0.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）この特例は、改正前の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用となっているので注意したい。</p>	居住年	控除期間	年末残高	控除年・控除率	19 年	15 年間	2,500 万円以下の部分	1 年目から 10 年目まで 0.6% 11 年目から 15 年目まで 0.4%	20 年	同上	2,000 万円以下の部分	目まで 0.4%	19.1.1 以後居住分から適用
居住年	控除期間	年末残高	控除年・控除率													
19 年	15 年間	2,500 万円以下の部分	1 年目から 10 年目まで 0.6% 11 年目から 15 年目まで 0.4%													
20 年	同上	2,000 万円以下の部分	目まで 0.4%													
○	バリアフリー工事（所）	措法 41 条の 3 の 2	<p>年齢が 50 歳以上である者等一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について、高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための一定の改修工事（以下「特定増改築等」という。）を含む一定の増改築等を行った場合において、当該家屋を平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、その増改築等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の 1,000 万円以下の部分の一定割合を所得税の額から控除することとする。この特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得</p>	19.4.1 以後の増改築等に適用												

			<p>税額の特別控除又は上記の特例との選択適用とし、控除期間は5年、控除率については、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">増改築費用 1,000万円</td> <td>バリアフリー改修工事</td> <td>200万円</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の増改築費用</td> <td>800万円</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年当たり</td> <td>4万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年当たり</td> <td>8万円</td> <td>40万円</td> </tr> </table>	増改築費用 1,000万円	バリアフリー改修工事	200万円	2%	上記以外の増改築費用	800万円	1%		1年当たり	4万円	20万円		1年当たり	8万円	40万円	
増改築費用 1,000万円	バリアフリー改修工事	200万円	2%																
	上記以外の増改築費用	800万円	1%																
	1年当たり	4万円	20万円																
	1年当たり	8万円	40万円																
○	特定の居住用委細の買換等	措法36条2から36条の5(所)	<p>1 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産である家屋の床面積要件の上限(改正前280㎡)を撤廃した上、その適用期限を平成21年12月31日まで3年延長する。なお、買換資産である家屋の床面積要件の上限(改正前280㎡)撤廃については、平成19年4月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。</p> <p>2 相続等により取得した居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例を廃止する。</p>	継続															
○	居住用財産の買換等の場合の譲渡損失	措法41条の5,41条の5の2(所)	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を3年延長する。	継続															
○	特定の事業用資産の買換	措法37条,65条の7から65条の9(所,法)	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を2年延長する。	継続															

その他（所得税法・法人税法・相続税法）

○	相続税の配偶者の税額軽減	相法 19 の 2 (相)	相続税の配偶者の税額軽減措置について、配偶者が仮装又は隠ぺいしていた財産を配偶者以外の相続人等が取得した場合には、当該仮装又は隠ぺいしていた財産に伴い増加する税額について、当該税額軽減措置は適用しない。	19.4.1 以後開始の相続、遺贈に適用
○	寄附金控除	所法 78 (所)	寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の 100 分の 40 相当額（改正前 100 分の 30 相当額）に引き上げる。	19 年分以後適用
△	再チャレンジ支援税制	措法 41 条の 18 の 2, 66 条の 12, 70 (所, 法, 相)	<p>1 地域再生法に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に住所を有する等一定の個人が、同法の規定により認定地方公共団体が指定する特定地域雇用等促進法人に対し、同法第 5 条第 3 項第 3 号に規定する事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金は所得税法に規定する特定寄附金とみなして寄附金控除を適用することとする。</p> <p>2 法人が支出する一定の寄附金について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額に相当する金額の範囲内で損金算入ができることとする。ただし、限度額の計算は、特定公益増進法人及び認定 N P O 法人に対する寄附金と合わせて行うものとする。</p> <p>3 相続又は遺贈により財産を取得した者（地域再生法に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に住所を有する等一定の者に限る。）が、その取得した財産に属する金銭を相続税の申告期限までに同法の規定により認定地方公共団体が指定する特定地域雇用等促進法人に対し、同法第 5 条第 3 項第 3 号に規定する事業に関連する贈与をした場合には、その者又はその者の親族等の相続税等の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした金銭の額を相続税の課税価格の計算に算入しない。</p>	19.4.1 以後適用

